

# 処 分 書

氏名：

住所：

社会福祉士登録番号：

日本社会福祉士会会員番号：

上記の者に対し、次の通り処分する。

主文

上記の者を「戒告」に処し、併せて以下の勧告を行なう。

## 第1 本案件にかかる事実

- (1) 社団法人日本社会福祉士会(以下「本会」という。)会員 (以下「被処分者」という。)は、利用者 (以下「A氏」という。)に対して、平成10年頃から「 」の担当者として援助を開始し、同退職後も「 」の担当者として援助を継続してきた。
- (2) その過程において平成18年5月頃A氏に対して遺言の作成を勧め、遺言書の内容に被処分者に対する遺贈の条項があることを承知しながら遺言書作成の事務を進め、さらに遺言の執行人に就任することを承諾し、その旨の公正証書遺言作成を推進した。
- (3) 平成19年4月30日にA氏が死亡すると、遺言に指定された遺言執行者として遺言を執行し、自らも受遺者の一人となって金347万円他の遺贈を受けた。

## 第2 処分の理由

- (1) 被処分者の利用者から遺贈を受けた事実とその経緯は、別紙に示す本会定款第7条並びに倫理綱領及び行動規範に違反する。

- ( 2 ) 被処分者の「遺贈は利用者の意志であり、自己決定である」との主張は、被処分者が A 氏との契約時に正規の報酬以外の金品を受領できないことの説明責任を果たしていない結果を認めるものであり、前項判断を覆すものではない。
- ( 3 ) 上記の事実及び情状等一切の事情を考慮して、本会懲戒基準規則第 4 条の規定により、主文の通り処分する。

### 第 3 勧告の内容

- ( 1 ) 遺贈を受けた金銭他については、これを放棄すること。
- ( 2 ) 今後社会福祉士として活動するに際しては、本会の倫理綱領等を再確認し、それを遵守する旨の誓約書を、処分確定後 2 週間以内に提出すること。また本会（都道府県支部）が開催する基礎研修を受講すること。

### 第 4 補足

被処分者は、この処分に対して、本書受領後 30 日間は不服申し立てを行う権利を有する。( 30 日以内に不服申し立てが行われない場合は本処分が確定する。)

平成 20 年 2 月 16 日  
社団法人日本社会福祉士会  
会長 村尾 俊明

## 別紙

### 処分の理由（１）に対応する規定

- ・ 定款第 7 条（倫理綱領） 本会の会員は、総会で別途定める倫理綱領を遵守し、社会福祉専門職としての職責及び倫理に従って行動するものとする。
  
- ・ 社会福祉士の倫理綱領、倫理基準 . 利用者に対する倫理責任
  - 1 .(利用者との関係)社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
- ・ 同 . 専門職としての倫理責任
  - 2 .(信用失墜行為の禁止)社会福祉士は、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
  
- ・ 行動規範 . 利用者に対する倫理責任
  - 2 . 利用者の利益の最優先
    - 2-1. 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。
    - 2-2. 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない。
- ・ 同 . 専門職としての倫理責任
  - 2 . 信用失墜行為の禁止
    - 2-1. 社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。

以上